

# 答 申 書

平成26年（2014年）8月12日

横須賀市情報公開審査会

(平成24年度第3号諮問事案)

横情審第22号

平成26年(2014年)8月12日

横須賀市長 吉田 雄人 様

横須賀市情報公開審査会

委員長 原田 一 明

公文書の非公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成24年12月26日付け横都開第83号をもって諮問された公文書の非公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

横須賀市長が、別表に掲げる文書1ないし文書16につき、非公開とした決定のうち、地盤調査報告書における推定地層断面図を非公開とした判断は、妥当ではなく、公開することが相当であるが、その余の部分を非公開とした判断は、妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、異議申立人(以下「申立人」という。)が行った公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、横須賀市長(以下「実施機関」という。)が、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項に基づく許可がなされた宅地造成を伴う特定の開発行為(以下「本件開発行為」という。)の関連文書のうち、本件開発行為を行おうとする特定の法人(以下「本件法人」という。)から実施機関に提出された別表に掲げる文書1ないし文書16(以下「本件対象文書」という。)につき、平成24年11月20日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

### (2) 異議申立ての理由

申立人の異議申立書、諾否決定理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述の内容は、概ね次のとおり要約することができる。

ア 条例の基本原則について

条例第3条第1号は、条例の基本原則として、「市の保有する公文書は、原則として公開することとし、非公開とする公文書を必要最小限にとどめること。」と規定している。

過去に同種の文書が公開されており、また、情報公開審査会の答申によっても公開されるべきとして何回も非公開処分が取り消されているにも関わらず、あえてなされた点において、本件処分は、明らかに条例の基本原則に反しており、取り消されざるを得ないものである。

イ 本件対象文書の条例第7条第2号ア非該当性について

(ア) 地盤調査報告書（文書1）について

地盤調査報告書は、どの業者にも共通のボーリング調査の結果を記載したものにすぎず、何らノウハウ性を有するものではなく、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

現に過去の多数の公開請求で、公開されており、申立人も、実施機関の職員から、すでに地盤調査の内容について説明を受けている。

標準貫入試験、地質分析データ等は、地質に関する客観的なデータなのであって、一次的データとして共有されるべきものであり、ノウハウ性は有しない。

そもそも、実施機関が主張するノウハウ性は、地質調査会社のものにすぎず、地質調査会社の調査方法は、国土交通省等が定めた共通の同じやり方でやっているのにすぎない。そして、実施機関がその公開の是非について地質調査会社に照会している訳でもないし、地質調査会社はどこに出ても恥ずかしくない客観的な調査をしているのであって、公開に抵抗するような会社など存在しない。

申立人は事業者でもないし、本件対象文書を事業活動のために利用するものでもない。これらのボーリング調査や試験によるデータは、隣接地の安全確保のため、また、二次的資料としては、他の事業者にも利用されるべきであり、むしろ市自体がこれらの結果についてのデータベースを作って、開発計画の安全性確保や、災害防止のための資料として、市民や事業者に公開し、活用させるべきである。

(イ) 構造計算書（文書16）について

構造計算書は、どの業者にも共通な構造計算の結果を記載したものにすぎず、何らノウハウ性を有するものではなく、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。本件計画の擁壁は、宅地造成工事の基礎的要素にすぎず、しかも、標準的な構造のものにすぎない。

そして、その構造計算書は、安全性を数式に基づいて確認したものにすぎず、構造強度に関する客観的なデータなのであって共有されるべきものであり、ノウ

ハウ性は有しない。

そもそも、実施機関が主張するノウハウ性は、設計者のものにすぎず、設計者の構造計算は、共通の同じやり方でやっているのにすぎない。実施機関がその公開の是非について設計者に照会している訳でもないし、設計者はどこに出ても恥ずかしくない客観的な構造計算をしているにすぎない。申立人は事業者でもないし、本件対象文書を事業活動のために利用するものでもない。

(ウ) 文書2ないし文書15について

本件開発行為の擁壁は、標準的な構造の擁壁であり、その構造図については、市が発行する「宅地造成の手引き」において、擁壁の標準構造図として公表されている資料に載っているものと同じとなる。おそらく、同じものが本件処分の非公開文書にも添付されているだけであると考えられる。したがって、秘匿する意味での秘密性はなく、むしろ公開されている資料ということであることから、なぜ非公開とされたのか疑問である。また、別の公開請求においては、擁壁の構造図等も公開されている。そのため、本件についても全くノウハウ性はなく、非公開事由には当たらないと考える。擁壁の展開図も擁壁がどのような形になっているかを記載した図面であるので、これについても安全を確保するのに必要な図面であると同時に、ノウハウ性や秘密性は全くないと考える。

ウ 本件対象文書の条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 本件開発行為について

本件開発行為は、急傾斜地を大幅に切土や盛土する計画であり、その結果、地盤崩壊によって、近隣住民の生命、身体、健康、生活又は財産に著しい被害を与えるおそれがある。

(イ) 地盤調査報告書（文書1）について

地盤調査報告書は、当該地の地盤の地質状況に適合した開発計画となっているかを検証するに当たり、地盤崩壊を防ぐための基礎的資料として公開することが必要であると認められる情報である。

また、地質分析データは、その地質如何によって、擁壁を要しない崖の角度の上限が規定されている。本件計画では、擁壁のない法面が45度、35度という角度で残されることとなっており、当該部分の地質と合致していることが、安全性や合法性を検討する上で必要である。

そして、申立人は、現実に実施機関の職員から、擁壁のない法面が45度、35度となっており、地盤調査報告書に基づいて説明を受けたからこそ、その検証のために公開を求めているのである。

このほか、標準貫入試験のデータも、擁壁の基礎の地盤や、本件開発行為に隣

接する区画に存在する宅地内の法面の地盤等についての安全性や合法性を検討する上で必要である。本件法人と近隣住民とでは、本件開発行為に係る合意書が締結されているものの、現実には地盤が崩壊するかどうかという根本的な問題は払拭されていない。本件法人は、それについては万全を期すとしているが、この情報に基づいて安全対策を強化する方向で働きかけることは必要であるとする。

(ウ) 構造計算書（文書16）について

構造計算書は、当該地の擁壁等の構造計算が、法令の基準を充たすと同時に、当該地の実際の状況に適応した安全なものとなっているのかの検証が必要であり、地盤崩壊を防ぐための基礎的情報として公開することが必要であると認められる情報である。構造計算書の添付が求められるのは、最低限の構造強度を確認することによって、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために他ならない。

また、構造計算書は、土圧や滑りに対して地盤と擁壁崩壊を防ぎ、擁壁直下の住民の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために不可欠な基礎的情報として公開することが必要であると認められる情報である。被害を防止するためには、当該地の擁壁の構造計算が、法令の基準を充たすと同時に、当該地の実際の状況に適応した安全なものとなっているかの検証が必要である。

そして、構造計算書の公開をしないことは、それが誤っていないか、安全性を確実に担保するものかどうかという検討を関係者にさせないことによって、人の生命、身体、健康、生活又は財産を損なう工事を行うことに加担することとなるのである。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の諾否決定理由説明書及び口頭による審査会への説明の内容は、次のように要約することができる。

(1) 本件処分について

ア 開発許可制度について

法第29条第1項の規定により、本市域内で開発行為を行おうとする者は、市長の許可が必要となる。

本市では、都市部開発指導課において、開発行為等の許可等及び指導に関する事務を所掌しており、開発行為の許可申請に対し、基準への適合等の審査を行っている。

イ 本件請求の対象文書について

本件請求の対象文書は、本市域内の開発行為に際し、法第29条第1項で定める開

発行為の許可を受けるに当たって、法第30条（許可申請の手続）、第32条（公共施設の管理者の同意等）及び第33条（開発許可の基準）の規定に基づき、本件法人から実施機関に対して提出された申請書類一式である。

当該申請書の添付資料としては、宅地造成工事規制区域内における法第29条第1項に基づく開発行為の許可を受ける際の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に係る技術基準に関する文書、開発区域内に築造する擁壁及び造成計画を考察するための地盤調査報告書、開発区域内に築造する擁壁の構造図や構造計算書等である。

また、本件請求の対象文書には、実施機関において、本件開発行為の許可をするに当たって行った協議、審査に係る決裁文書を含むものとなっており、申請を受け、許可するまでの一連の事務処理に係る文書一式である。

#### ウ 第三者保護に関する手続について

本件請求の対象文書のうち、別表に記載する文書については、宅地造成等の設計等に係るノウハウに関する情報に該当すると思料されたことから、条例第13条第1項の規定に基づき、本件法人に対して意見照会手続を行った。

本件法人から提出された公文書の公開に対する意見書では、公文書の公開に対しては、反対である旨が示された。その理由は、本件法人において長年蓄積してきた土地造成設計に関するノウハウ情報であり、土地売却後は購入者の個人情報となるとして、一切の公開を拒否する旨が記載されていた。

この意見照会手続の結果を踏まえて、第三者の意見を判断した結果、別表に記載する文書について、条例第7条第2号ア（法人等に関する情報）に該当するとして、本件処分を行った。

なお、申立人は、本市が地質調査会社や設計者に意見照会をしていないことを指摘しているが、発注者である本件法人に地盤調査報告書や構造計算書が提出されていることから、本件法人に意見照会をすれば足りると判断した。

### (2) 非公開決定の理由について

#### ア 条例の基本原則について

申立人は意見書において、過去の非公開処分が取り消されている事例を挙げ、本件処分は条例第3条第1号の基本原則に反していると主張するが、公開・非公開の決定をするに当たっては、個別の状況を踏まえた判断をすべきであるとする。

#### イ 条例第7条第2号ア該当性について

##### (ア) 地盤調査報告書（文書1）について

地盤調査報告書には、地質調査会社が現地で行った標準貫入試験の結果や、乱れの少ない試料を採取し、詳細に分析した結果が記載されており、また、これら

の結果をもとに、当該地の土質、層境、色や深さごとに土の硬軟を示す値であるN値分布をグラフ化したボーリング柱状図と推定地質断面図が作成され、当該地の地盤に対する考察等が記載されている。したがって、地盤調査報告書は、設計者が当該地の設計図書を作成するに当たり、主に、擁壁等の工作物の支持地盤の決定や地盤の構成に用いた文書である。

本件法人からボーリング調査の依頼を受けた地質調査会社は、標準貫入試験の結果や採取した試料を詳細に分析した結果を独自の地質分析データや学術書を基に考察し、当該地における擁壁等の工作物の支持地盤の決定のほか、設計者が基礎設計や造成断面図を決定するための資料として地盤調査報告書をまとめていることから、地盤調査報告書には、地質調査会社の技術的ノウハウが含まれている。

よって、この情報を公開することで、地質調査会社の地盤調査に係る技術的ノウハウが他の事業者に容易に使用されることとなり、また、当該地質調査会社と取引関係にある本件法人の事業活動も損なわれることとなるから、これらの法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、本市の地層は、他の地域と違い、変化に富んだ特有の地盤構造となっている。そのために、過去に本市の地盤調査を担当したことのある地質調査会社や、経験を有し判断能力のある地質調査会社だけが正確な地盤調査報告書をまとめられるものである。そして、この地盤調査報告書により、本市特有の地質データが設計者に提供されている。

ところで、宅造法上は、地盤調査は義務付けられてはいないのであるが、本市は、傾斜地が多く存在するなど特有の地盤構造となっている。このことから、開発計画の安全性を確保するため、宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例（平成18年横須賀市条例第29号）第4条第1項第5号により、「高さが5mを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10m以内に建築物が存する工事」に地盤調査を義務付けている。本件法人の当初計画は、擁壁の高さが5mを予定していたことから、擁壁の構造計算書の根拠であるとともに造成計画を考察するための重要な資料として、本件法人は資料収集に費用を投じ、地盤調査を委託して実施している。

これらの情報を公開することで、設計上の技術的ノウハウが他の事業者等に知られてしまい、本件法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなる。

申立人らは、開発指導課を訪れて、5mの擁壁の上の宅地の斜面における勾配が45度、35度の擁壁を要しない断面についての説明を求めた。その際に、本件請求により申立人に既に公開していた造成計画断面図を用いて説明を行ったが、そ

ここでは、職員が、申立人らに対し、造成計画断面図において符号で記載されていた土質の凡例を示し、造成計画断面図の土質想定線と同一であることを説明したにすぎず、このことをもって、地盤調査報告書が公開されたことにはならない。

(イ) 構造計算書（文書16）について

構造計算書は、造成計画地に設置される擁壁や階段といった工作物について、使用するコンクリートの設計強度や必要となる鉄筋量等を数式に基づき詳細に算出した計算書であり、当該地の設計図書を作成するために必要な文書である。

造成計画地に擁壁等の工作物を設置するためには、擁壁等が安全基準を満たすよう使用材料の設定をする必要がある。その際、当該地の形状や接道に応じた施工性も考慮する必要がある。

設計者は、前述の地盤調査報告書を基に支持地盤を決定した上で安定する擁壁形状を仮定し、擁壁の「転倒」「滑動」「沈下」が起こらないかどうかの「安定計算」についての検討や、擁壁等に用いる部材が力や土圧に耐えられずに壊れてしまわないかどうかの「部材応力度」についての検討を行う。そして、使用材料の強度から必要となる補強鉄筋量を数式に基づき詳細に算出したものが構造計算書であることから、設計者の技術的ノウハウが含まれている。

よって、この情報を公開することで、設計上の技術的ノウハウが他の事業者等に容易に知られることとなり、設計者である法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、構造計算書は、地盤調査に基づく結果を反映させたものであることから、公開することで、地質調査会社の技術的ノウハウや設計者の設計上のノウハウが容易に他の事業者等に知られることとなり、これらの法人の正当な利益を害するおそれがある。そのため、地盤調査報告書と構造計算書は、不可分な関係にあると考える。

(ウ) 文書2ないし文書15について

申立人は、擁壁の構造が標準的なものと述べているが、設計者が擁壁を設計するに当たり、当該地の土質データをもとに創意と工夫をこらし、当該地における理想的な擁壁等の構造や配置について作成したものであり、設計者の技術的ノウハウが含まれている。

ウ 条例第7条第2号ただし書非該当性について

(ア) 本件開発行為について

本市では、宅地造成工事規制区域内における法第29条第1項に基づく開発行為の許可は、宅地造成に伴う崖崩れなどの災害を防止し、安全な宅地を供給するため、宅造法に基づく技術基準により擁壁等の審査を行っており、一定の安全確保



がなされたものについてのみ許可している。

また、申立人は、本件開発行為は急傾斜地を大幅に切土や盛土をする計画であり、その結果、地盤崩落によって、近隣住民に著しい被害を与えるおそれがあるとしているが、過去にこの地で住民に不安を与えるような事例は起きていない。

(イ) 本件開発行為の生命、身体等への影響について

当初、申立人らは、築造する擁壁の高さの認識の相違を問題にしていたが、本件法人と近隣住民との間で協議を重ね、平成25年7月4日付けで合意がなされ、擁壁の高さの変更が行われた。実施機関においては、本件開発行為の変更許可の申請に際し、宅造法に基づく技術基準により再度審査を行い、平成25年7月30日に本件開発行為の変更を許可し、実際に工事は再開している。この変更に関し近隣住民と本件法人が合意に達したことからも、当該地における開発行為の安全性や合法性について、近隣住民の理解が既に得られていると考えている。

また、本件法人は、当該地の地耐力確認のために実施した平板載荷試験の結果報告書を近隣住民に提供して、当該擁壁が設置される地盤の安全性を伝えている。これらのことから、申立人が述べるような人の生命、身体、健康、生活又は財産への著しい影響はないものと考えられる。

よって、本件対象文書に記載された情報は、条例第7条第2号ただし書に規定する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

#### 4 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別表に掲げる文書1ないし文書16であって、法第29条第1項に基づく開発行為の許可申請に際し、本件法人から実施機関に対して提出された申請書類の一部である。

なお、申立人から提出された異議申立書及び諾否決定理由説明書に対する意見書においては、文書1及び文書16のみについての非公開決定の取消しを求める旨が記載されていたが、申立人による口頭意見陳述の際に、文書2ないし文書15についても非公開が不当である旨の主張がなされた。この点については、申立人による口頭意見陳述に先立って行われた実施機関からの口頭説明聴取の際に、文書1及び文書16についての非公開理由の説明に関連して、文書2ないし文書15についての非公開理由の説明もなされたことから、本件処分により非公開とされた文書1ないし文書

16の全体を対象として、条例第7条第2号ア及び同号ただし書該当性の判断を行うこととする。

(2) 非公開部分に係る判断について

ア 条例第7条第2号ア該当性について

(ア) 地盤調査報告書（文書1）について

申立人は、地盤調査報告書はどの業者にも共通のボーリング調査の結果を記載したものにすぎず、何らノウハウ性を有するものではないとし、実施機関が主張するノウハウ性は、地質調査会社のものにすぎず、地質調査会社の調査方法は、国土交通省等の定めた共通の同じやり方でやっているにすぎないと主張する。また、既に実施機関の職員から地盤調査報告書の内容について、造成計画断面図を基に説明を受けたとも主張する。

一方、実施機関は、地盤調査報告書は当該地における標準貫入試験の結果や採取した試料を地質調査会社が詳細に分析してまとめた報告書であることから、地質調査会社の技術的ノウハウが含まれていると説明する。また、地盤調査報告書が擁壁の構造計算書の根拠であるとともに造成計画を考察するための重要な資料であることから、設計上の技術的ノウハウが他の事業者等に知られてしまい、本件法人の事業活動が損なわれるとも説明する。さらに、造成計画断面図を基に地盤調査報告書の内容についての説明を受けたとの申立人の主張については、造成計画断面図において符号で記載されていた土質の凡例を示し、造成計画断面図における土質想定線と同一であることを説明したにすぎず、地盤調査報告書の公開を意味するものではないと反論する。

これらの主張及び説明を前提として、当審査会は、地盤調査報告書を詳細に見分した結果、次のとおり判断する。

まず、実施機関が主張する地質調査会社の調査方法に係るノウハウ性については、実施機関の説明にあるとおり、標準貫入試験により当該地の地盤調査が行われていることが確認できる。そして、標準貫入試験による方法については、日本工業規格で定められた調査方法（規格番号 JIS A 1219）に依拠するものであることも認められる。

しかしながら、実施機関の説明によれば、本件地盤調査報告書は、採取した試料を詳細に分析した結果に基づいてまとめられた報告書であることから、本件法人の土地造成設計上のノウハウと地盤調査報告書との関連性を含めて考えると、申立人が主張するように、何らノウハウ性がないとまでいうことはできない。

その上で、地盤調査報告書を公開することにより、本件法人及び地質調査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて

検討すると、本件請求の対象となった本件開発行為の関連文書のうち、造成計画断面図については、本件請求によって申立人に既に公開されており、この図面に基づいて実施機関の職員から申立人が説明を受けたことは両者の主張からも明らかである。

さらに、実施機関から提出を受けた造成計画断面図を見分した結果、当該造成計画断面図は、地盤調査報告書における推定地層断面図を基にした図面であることが確認できた。また、当該造成計画断面図には、推定地層断面図よりも多くの断面の情報が記載されている。このことからすれば、造成計画断面図の情報は、推定地層断面図の情報を基にした情報であると推測することができる。

したがって、本件請求により造成計画断面図が既に申立人に公開されていること及び造成計画断面図に記載された情報との関連性などを併せ考えると、少なくとも、地盤調査報告書における推定地層断面図については、これを公開しても、本件法人及び地質調査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。よって、地盤調査報告書における推定地層断面図は、公開することが相当である。

(イ) 構造計算書（文書16）について

申立人は、擁壁が標準的な構造であり、その構造計算書は安全性を数式に基づいて確認したものにすぎず、構造強度に関する客観的なデータであってむしろ共有されるべきものであり、ノウハウ性は有しないと主張する。

一方で、実施機関は、構造計算書は設計者が擁壁に使用するコンクリートの設計強度や必要となる鉄筋量等を数式に基づき詳細に算出し、その配置を創意と工夫をこらして作成して図面等に記載したものであることから、設計者の技術的ノウハウが含まれていると説明する。

これらの主張及び説明を前提として、当審査会は、構造計算書を詳細に見分した上で、次のように判断する。

まず、申立人は、擁壁等の構造が標準的な構造であると主張するが、この点、市が公表する「宅地造成の手引き」に掲載されている標準構造図と対比し、当該擁壁の構造について検討したところ、当該擁壁は、「宅地造成の手引き」の標準構造図とは明らかに異なる独自の構造の擁壁であることが確認できた。このことから、本件開発行為によって設置される擁壁等が標準的な構造であるとする申立人の主張は採用できない。

また、本件開発行為における擁壁の構造計算については、本件計画の全体に関わる詳細な数式が記載され、実施機関が説明するように、設計者が当該擁壁の設計をするに当たり、創意と工夫を凝らした成果物であることも確認できる。この

ことから、構造計算書には、擁壁の安定計算や部材応力度の検討に関する記載を含めて、土地造成設計に係るノウハウ性が認められる。それ故に、本件の構造計算書が公開されれば、第三者は、この創意と工夫を凝らした情報を容易に模倣し、利用することが可能になる。

以上の検討からすれば、構造計算書は、これを公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書2ないし文書15について

当審査会において、文書2ないし文書15を詳細に見分したところ、構造計算書と同様に、本件開発行為によって築造される擁壁等の構造については、市が公表する「宅地造成の手引き」における標準構造図とは異なるものであって、創意と工夫を凝らした構造計算書を基に作成した図面等であることは否定できず、これらの図面等についても、土地造成設計に係るノウハウ性があると認められる。

したがって、本件開発行為によって設置される擁壁等が標準的な構造であるとする申立人の主張は採用できず、文書2ないし文書15は、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

申立人は、本件開発行為が急傾斜地を大幅に切土や盛土をする計画であるから、地盤崩壊によって、近隣住民の生命、身体、健康、生活又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると主張する。また、本件法人と近隣住民とでは合意書が締結されているものの、現実に地盤が崩壊するかどうかという根本的な問題は払拭されておらず、本件対象文書の情報に基づいて安全対策を強化する方向で働きかけることは必要であるとも主張する。

一方、実施機関は、近隣住民と本件法人とでは合意がなされ、本件開発行為の擁壁の高さを低くする計画変更を経て、近隣住民には安全性や合法性に理解が得られた上で工事が再開されており、また、平板載荷試験の結果が近隣住民に提供され、擁壁が設置される地盤の安全性も確認されていることから、申立人が述べるような人の生命、身体、健康、生活又は財産への著しい影響はないと説明する。

そもそも、条例第7条第2号ただし書は、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報」については、法人等に関する情報で保護されるべき情報から例外的に除外する旨を規定している。

そこで、本件対象文書が例外的に公開の対象となり得る情報か否かの判断に関しては、人の生命、身体、健康、生活又は財産が侵害されるような事態が実際に発生

した場合のみならず、その発生が予想されるような場合をも含めて、例外的に公開すべき情報となるか否かを慎重に判断すべきことになる。

本件対象文書について上記の判断を行うに当たっては、まず、本件開発行為については、平板載荷試験によって当該地の地盤の安全性が確認されており、その結果が近隣住民に提供されたことが、実施機関の説明からも確認することができる。また、本件開発行為に際して、擁壁の高さを低くする計画変更がなされたが、当該計画変更については、近隣住民と本件法人との合意を経て、その工事が再開されたことも、申立人の主張及び実施機関の説明の双方から確認することができる。

次に、申立人の主張及び実施機関の説明を前提として、本件開発行為のその後の経過について、当審査会の事務局に調査させたところ、平成26年4月10日発行の横須賀市報第1645号に登載されている公告により、開発行為に関する工事の完了検査を経て、本件開発行為についての検査済証が本件法人に交付されていることを確認することができた。

以上の事実関係を踏まえて、当審査会において本件対象文書の条例第7条第2号ただし書該当性について検討すれば、本件開発行為により、直ちに人の生命、身体、健康、生活又は財産への著しい影響を実際に与えるおそれがあるとは認められず、また、そのような事態の発生が予想されるともいうことはできない。

したがって、本件対象文書に記載された情報は、条例第7条第2号ただし書に規定する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報には該当しない。

### (3) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他についても主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	原田一明
委員	三浦大介
委員	須藤宏
委員	望月由佳子
委員	柳瀬昇

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成24年12月13日	・ 異議申立ての提起
平成24年12月26日	・ 横須賀市長からの諮問（都市部開発指導課）
平成25年 1 月29日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の收受
平成25年 2 月27日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の收受
平成25年 3 月25日	・ 審議
平成25年10月15日	・ 審議
平成25年11月12日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成25年12月10日	・ 異議申立人による口頭意見陳述
平成26年 1 月27日	・ 審議
平成26年 2 月24日	・ 審議
平成26年 3 月18日	・ 審議
平成26年 5 月15日	・ 審議
平成26年 6 月19日	・ 審議

別表

文書 1	宅地造成計画地盤調査
文書 2	R C 擁壁構造図 (Aタイプ) No. 1, 4, 5
文書 3	R C 擁壁構造図 (Bタイプ) No. 2
文書 4	R C 擁壁構造図 (B´タイプ) No. 3, 6
文書 5	R C 擁壁構造図 (Eタイプ) No. 9
文書 6	R C 擁壁構造図 (Cタイプ) No. 7
文書 7	R C 擁壁構造図 (Dタイプ) No. 8
文書 8	U型階段 1型
文書 9	U型階段 2型
文書10	間知ブロック 5 mタイプ構造図
文書11	コンクリート練積造擁壁の標準寸法
文書12	共通仕様事項
文書13	R C 擁壁 A、Bタイプ展開図
文書14	R C 擁壁 B´、C、D、Eタイプ展開図
文書15	間知ブロック展開図
文書16	宅地造成計画構造計算書